

森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書

昨今、温室効果ガスの増加による地球温暖化現象が人類の生存基盤を揺るがす重要な環境問題とされる中で、平成 17 年 2 月には「京都議定書」が発効し、これを受け、同年 4 月に政府は「京都議定書目標達成計画」を策定したが、その中で森林は温室効果ガスの吸収源としての大きな役割が課されている。

また、平成 17 年 7 月のグレンイーグルズ・サミットにおいて、違法伐採に取り組むことが地球環境の保全や森林の持続可能な経営に向けた第一歩であることが合意され、昨年 7 月サントペテルブルク・サミットでもその重要性が再確認されたところである。我が国においても、政府及び業界が一体となって違法伐採対策への取り組みに着手したところであり、早急な定着が求められている。

一方、近年大規模な自然災害が多発しており、山地災害を未然に防止するため治山対策や森林の整備・保全の一体的な推進が強く求められている。

このような中で、平成 17 年度にあっては、用材自給率も 7 年ぶりに 2 割を超える見込みとなり、平成 15 年度以降林業への新規就業者が増加するなど、わずかながらではあるが明るい兆しも見受けられる。しかしながら、今なお厳しい状況が続いている林業・木材産業の再生につなげていくには、森林吸収源対策としての森林整備を図るための追加的事業費の継続や新たな森林・林業基本計画に導入された工程管理の検証など、今後これらの兆しを助長・発展させるための強力な施策の展開が必要である。

特に、追加的事業の緊急的な対応の中で、地方自治体や個人に係る費用負担が障害となるなど、現下の森林・林業・木材産業の厳しい実態を踏まえ、林業・木材産業の再生に向けた強力な施策の展開がなされるよう要請し、具体的には下記の事項についてその実現を強く要望する。

記

- 1 多様で健全な森林の整備・保全等を促進する新たな森林・林業基本計画の推進とこれを実現するための平成 20 年度予算の確保
- 2 地球温暖化防止森林吸収源対策を推進するための追加的事業費の安定的な財源の確保と、事業執行に伴う地方財政追加措置及び森林所有者負担の軽減
- 3 森林・林業の担い手の育成・確保及び国産材の安定供給体制の整備と利用拡大を軸とする林業・木材産業の再生に向けた諸施策の展開
- 4 国民の安全・安心な暮らしを守る国土保全対策の推進
- 5 特に、国有林野にあっては、安全・安心な国土基盤の形成と地域振興に資する管理体制の確保
- 6 地球的規模での環境保全や持続可能な森林経営を目指した違法伐採対策の推

進

7 森林整備地域活動支援交付金制度の継続・充実

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月22日

鳥取市議会議長 上杉栄一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
財務大臣
農林水産大臣
環境大臣